

第7回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月22日 午後6時から

2 開催場所 由仁町役場3階大会議室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権移転1件）

日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について（2件）

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之	

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第7回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第7回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第7回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
11番 北川委員、12番 西田委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

 農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

 内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

 本件は、所有権移転1件であります。

 農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積(2ha)以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件を満たしているものと判断されます。

 議案の2ページをお開きください。

 土地の所在は中三川674、678の2筆の畑で、合計面積は1,214㎡です。

 譲渡人は、安平町追分向陽の■■■■氏、譲受人は川端自治区の■■■■です。

 申請理由は、譲渡人は、離地で耕作不便のため申請地を売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

 農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり■■千円でございます。

 申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料1ページをお開きください。

 申請地は、町道岡本2号線南側の、町道貴船線沿いにある中三川地区で、許可申請地と白線で囲まれている2箇所でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について説明いたします。本件は2件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は光栄126-1から熊本1-1までの4筆の田で、合計面積は13,654㎡です。

あっせん申出者は、下古山自治区の■■■■氏です。

公社買入後の事業参加者は古山自治区の■■■■氏を予定しております。

本件は令和4年3月9日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

議案資料2ページをご覧ください。

農地は、国道234号線と町道南北線との間で、■■■■氏の住宅の西側にある、あっせん申出地①から④と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、③古山104-1の田が10aあたり■■■■千円、④熊本1-1の田が10aあたり■■■■千円、①光栄126-1及び②127-1の田が10aあたり■■■■千円で合計■■■■円を予定しています。

議案4ページをお開きください。

続いて、2番ですが、土地の所在は古川350から352の3筆の畑で、合計面積は22,652㎡です。

あっせん申出者は、札幌市手稲区の■■■■氏です。

公社買入後の事業参加者は古川自治区の■■■■氏を予定しております。

本件は令和4年3月28日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

議案資料3ページをご覧ください。

農地は、町道古川中央線沿いにある古川地区で、あっせん申出地①から③と白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、いずれも10aあたり■■■■千円で、合計■■■■円を予定しています。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、
由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をする
よう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18 時 15 分)

議事録署名委員

11 番 北川 正則 

12 番 西田 勝敏 